

2018

〔設問2〕

1 本問において、本件抵当権の被担保債務はAがBに対して負う債務であり、DはB社に対して何らの債務も負っていない。そこで、Dの第三者弁済が認められるかが問題となるが、それは以下の理由により認められる。

2 まず、Aは、D社に対して、「弁済のための資金は必ず用立てて自分で弁済をするから、余計なことはしないで欲しい」という趣旨の発言をしている。よって、DがAに代わって弁済することは、民法474条2項にいう「債務者の意思に反」する場合であるといえる。また、B社はこのようなAの意向を了知しているから、民法474条2項の但し書の適用はない。

3 そうだとすると、Dの第三者弁済が認められるかは、Dが民法474条2項にいう「弁済をするについて正当な利益を有する者」に該当するかに左右されることになる。

ここにいう「正当な利益」とは法律上の利益であり、弁済しないと債権者から執行を受ける地位にある者と、債務者に対する自分の権利が価値を失う地位にある者が「正当な利益」を有すると解される。

本件についてみると、本件抵当権の設定はAとD社との間の賃貸借契約（以下、「本件賃貸借契約」という。）以前になされているから、仮に本件賃貸借契約につき対抗要件が具備されても、D社の賃借権はB銀行の抵当権に対抗できない。このような状況下でBが丙につき担保不動産競売を申し立てれば、その買受人に対してD社は対抗できないから、D社の賃借権の価値が失われることとなる。したがって、Dは、本件抵当権の被担保債務を弁済し、丙の担保不動産競売を回避することで、自らの賃借権の価値を維持する利益を有しており、これは法律上の利益に該当するといえる。よって、Dは「正当な利益を有する者」であるといえ、Aの意向にかかわらず本件抵当権の被担保債務を弁済することができる。

〔設問3〕

1 本問では、将来債権の譲渡が認められるか、認められるとしてEかFのどちらに帰属するかが問題となるが、以下の理由から、2019年2月分の賃料の還付請求権は、Fに帰属する。

2 まず、将来債権の有効性は、①譲渡の目的とされる債権が特定されていること、②債権譲渡契約が公序良俗に反しないことを要件として認められる。

本件についてみると、譲渡の目的とされる債権は本件第一売買契約、本件第二売買契約両者ともに2019年2月分から2020年1月分までのDに対する賃料としており、債権の発生原因、金額、発生時期について具体的に定めているから、債権が特定されているといえる。また、本件で譲渡される対象となる債権の期間も1年にとどまるものであり、包括的なものともいえないから、公序良俗に反するとはいえない。

したがって、本件において将来債権の譲渡は認められる。

コメントの追加 [A1]: 最初に結論を書いておけば、改めて最後に結論を書いても書かなくてもOK。

コメントの追加 [A2]: 事実の適示→あてはめ の素晴らしい例

コメントの追加 [A3]: 時間が無ければこの結論は省いても良い

コメントの追加 [A4]: 「本件では公序良俗に反する事情はない」とまとめるのもあり

コメントの追加 [A5R4]: 書く必要があるが、みただけで説明すれば問題ない場合もある

- 3 次に、将来債権の譲渡の対抗要件については債権の譲渡の対抗要件の規律が適用されるところ（467 条）、本件において E と F は互いに同一の将来債権の二重譲受人である。467 条 2 項の「債務者以外の第三者」とは、その債権について譲受人と両立しえない法律的地位を取得した者をいい、同一の将来債権の二重譲受人もこれに該当する。したがって、対抗要件を備えるためには確定日付ある証書による債務者への通知または承諾を必要とする（467 条 2 項）。

そして、債権譲渡の対抗要件として債務者への通知または承諾が必要とされているのは、債務者をインフォメーションセンターとして機能させ、債権を譲り受けようとする者が債務者から被譲渡債権の存在・内容等について適切な情報を得ることを目的とすると解される。そうだとすると、確定日付の日時では、債務者が債権譲渡があったという事実を認識できないから、債権譲渡の通知の基準は、債務者に通知が届いた時点とすべきである。

本件についてみると、先に D 社に到達したのは本件第二売買契約に関する内容証明郵便であるから、A の F に対する将来債権の譲渡が対抗要件を備えたことになる。

以上